

第 6 号様式

随意契約について

公表年月日	令和 8 年 9 月 1 日
担 当 課	学校保健安全担当室

契約業者名・住所	東京医療商事株式会社 代表取締役 千葉 昌範 東京都江戸川区北小岩一丁目 11-6
工事等の名称	令和 8 年度健診用器具消毒等業務（単価契約）
工事等の場所	松戸市教育委員会指定場所
種 別	検診用器具の消毒手数料
工事等期間	令和 8 年 4 月 1 日～令和 9 年 3 月 3 1 日
契約金額	（単価契約） 歯鏡 1 本あたり 3 5 円 鼻鏡 1 本あたり 5 0 円 耳鏡 1 本あたり 3 0 円 舌圧子 1 本あたり 3 0 円 （消費税及び地方消費税額を除く）
工事等の概要	検診用器具の消毒

随意契約の理由	(1) 仕様書に明記された作業を確実に遂行できること。 (2) 過去の実績が多数あり、学校現場での対応に慣れていること。 毎年、各学校において実施する健康診断で使用する器具は、感染症拡大防止の観点から原則、歯鏡は 1 人 2 本、耳鏡、鼻鏡、舌圧子は 1 人各 1 本の器具を全ての受診科目で用意しなくてはならない。 各学校において、全校児童・生徒分の健診器具を所有しておらず、今回の業務を委託することで市内全小・中学校の全ての器具を業者が一括管理し、滅菌消毒したものを各学校へ納めることができるため、より安全に健診を実施することができる。各学校の健診日は学校で設定しており、急な日程変更にも対応しなくてはならない。また、健診後の器具の回収、健診日 2 日前までに滅菌消毒した器具を確実に学校へ納める必要がある。 以上のことから迅速かつ効果的な相手方と契約し確実に業務を遂行するため、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号及び松戸市財務規則第 138 条第 1 項第 1 号の規定により上記業者を選定するものとあります。
----------------	---